

寒川町野外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 33 号

寒川町野外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町野外体育施設条例施行規則(平成25年寒川町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第5条」に改める。

第3条第1項中「第6条」を「第7条」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第4条」を「第5条」に改め、同条第2項中「行った者」を「行ったもの」に改める。

第4条中「第9条」を「第10条」に改める。

第5条中「第6条」を「第7条」に、「受けた者」を「受けたもの」に、「第4条」を「第3条」に改める。

第7条の表中「第11条」を「第12条」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第8条第2項」を「第9条第3項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料の」を「利用料金の」に、「寒川町野外体育施設使用料減額（免除）申請書」を「寒川町野外体育施設利用料金減額（免除）申請書」に、「町長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「町長」を「指定管理者」に、「寒川町野外体育施設使用料減免（免除）決定通知書」を「寒川町野外体育施設利用料金減額（免除）決定通知書」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第8条第3項」を「第9条第4項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第2号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「使用料の」を「利用料金の」に、「寒川町野外体育施設使用料還付申請書」を「寒川町野外体育施設利用料金還付申請書」に、「町長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「町長」を「指定管理者」に、

「寒川町野外体育施設使用料還付決定通知書」を「寒川町野外体育施設利用料金還付決定通知書」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「利用する者」を「利用するもの」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第12条 条例第3条第1項の規定により、指定管理者に田端スポーツ公園の管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第10条及び第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	条例	寒川町野外体育施設(以下「体育施設」という。)のうち、田端スポーツ公園について、条例
	寒川町野外体育施設(以下「体育施設」という。)	田端スポーツ公園
	町長	指定管理者
	第2号様式	第2号様式に準じて指定管理者が別に定める様式
第4条	町長	指定管理者
	第3号様式	第3号様式に準じて指定管理者が別に定める様式
第5条	条例	体育施設のうち、田端スポーツ公園について、条例
	第4号様式	第4号様式に準じて指定管理

		者が定める様式
	町長	指定管理者
第10条及び第11条	体育施設	田端スポーツ公園
	町長	指定管理者

第5号様式から第8号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

寒川町野外体育施設利用料金減額(免除)決定通知書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

指定管理者

次のとおり承認します。

行事名			
利用目的		利用予定人数	人
施設名			
利用日時	室場・場所名	施設利用料金	
		小計(1) 円	
	付帯設備等	数量	付帯整備等 利用料金
		小計(2) 円	
利用料金合計	通常利用料金合計 (1+2)	円	
	減免額	円	
	加算額	円	
	利用料金合計	円	

営利目的 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	入場料金の最高額 円
備考		

利用責任者 _____

利用責任者住所 _____

利用責任者連絡先 _____

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

寒川町野外体育施設利用料金還付申請書

(あて先)指定管理者

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

次のとおり申請します。

還付申請の額		納入日	
申請の理由			

備考

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

寒川町野外体育施設利用料金還付決定通知書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

指定管理者

年 月 日付けで申請のあつた利用料金還付について次のとおり決定
しましたので通知します。

年度		科目	
納入年月日			
還付金額			

備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町野外体育施設条例施行規則の規定によりなされた承認等の処分その他の行為は、改正後の寒川町野外体育施設条例施行規則の規定によりなされた承認等の処分その他の行為とみなす。